

基本的考え方

高齢者や妊産婦、乳幼児を連れた人、障害のある人等が、施設内を移動し続けることは大きな負担をとまなう。このため、通路やロビー等には立ち座りや車いすからの移乗がしやすい椅子やベンチ等を設置する。テーブルを設置する場合は、車いす使用者が共用できるものを採用する。

整備基準


休憩所

解説図

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する、用途面積の合計が500平方メートル以上の施設においては、高齢者、障害者等が休憩できる場所を設けること。

設計上の配慮事項（動作特性格別）

ここでは整備箇所別、動作特性格別の「設計上の配慮事項」を示している。

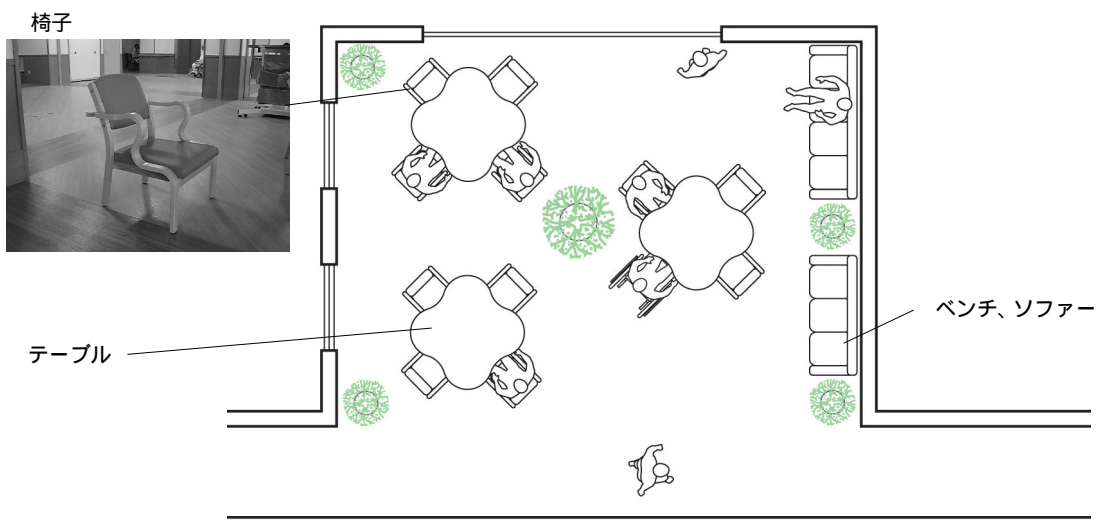
設計図内の番号	肢体不自由 		
	立位移乗		座位移乗
	杖歩行	歩行器等	車いす（自走車いす・電動車いす・介助用車いす等）
椅子	・椅子は立ち座りがしやすく、かつ安定したものを選ぶ。（キャスター付きのものは避ける）		
ベンチ、ソファ	・ベンチやソファの座面高は40～45cm程度とし、立ち座りを補助する肘掛け付きのものを選ぶ。 ・座面の傾斜が大きく、クッションの柔らかいものは避ける。		
テーブル	・テーブルを複数設置できる場合は、高さが調整できるものや高さの異なるものを設けることが望ましい。 ・テーブルは、幕板等がないものとする。		

設計上の配慮事項（設計箇所別）

ここでは、設計箇所別の配慮事項を示している。

休憩所の例

- ・施設の規模、利用人員に応じ、適正な数、位置、規模のものを設置する。
- ・授乳所、便所、洗面所の近くに設置することが望ましい。



整備事例

車いす利用者にも利用しやすい休憩所



- ・安定した椅子があり、車いす利用者にも利用しやすい高さのテーブルがある。（穴水ライフサポートセンター・穴水町）

みんなで利用しやすいテーブルと椅子を設置した休憩空間



- ・車いす利用者も近づきやすいテーブル、座幅が広く立ち座りがしやすい椅子を利用することでみんなで利用しやすい休憩空間になっている。（いしかわ総合スポーツセンター・金沢市）

管理、人的対応の留意事項

- ・休憩所の什器類の配置は、歩行者や車いす利用者の動線に配慮し、常に整理整頓を心がける。

知的、発達、精神に障害のある人への留意事項

- ・高齢者と同様、知的、発達、精神に障害のある人には、疲れやすい人がいるため、休憩のためのベンチ等を設置することが有効であり、ベンチ等は通行の妨げにならず、かつ、玄関ホールや廊下などから確認しやすい場所に設置することが望ましい。